

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)

※国基準は参酌すべき基準

項目	国基準改正内容	市基準改正案
電磁的記録	<p>(第四十九条追加部分)</p> <p>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	国基準どおり
規定の整備	<p>(第六条第一項改正部分(下線部))抄</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)</p>	国基準どおり
	<p>(第六条第一項第三号改正部分(下線部))抄</p> <p>当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。)</p>	国基準どおり
	<p>(第六条第三項改正部分(下線部))抄</p> <p>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)又は特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p>	本市は国家戦略特別区域ではないため、改正の必要性はないものと考え改正は行わない。